

デマンド型交通「くるぶー」の リニューアルされた利用案内を 配布します

2年3月より運行している「デマンド型交通「くるぶー」」の利用案内をリニューアルしました。利用案内と利用登録申請書を今号の広報紙と併せて配布していますので、ぜひご利用ください。

【利用登録申請】利用に当たっては登録が必要となります。登録は登録申請書に必要事項を記入の上、同申請書を市道路計画課（市役所5階）へ直接ご提出ください。

東久留米市デマンド型交通「くるぶー」 運行中!

事前登録制
市内在住の以下の方が登録できます。
・70歳以上の方
・妊婦の方
・0～3歳児
利用できる方
・登録者
・登録者と同乗する方(介助者・保護者・同一世帯の方)
※未登録者のみでの乗車は出来ません。

登録は無料です
利用したいときに電話で予約

1人1回 500円
※同乗者を含めた2名以上での利用は1人1回 300円
※小学生以下は無料

自宅又は乗降場から乗車

デマンド型交通とは?
予約時間に自宅と乗降場間(鉄道施設及び公共・公益施設)を運行する乗合型の公共交通です。乗合運行のため、他にも同じ時間帯に予約した人がいた場合は、複数の方が乗合でそれぞれの希望する場所から乗降場(裏面)まで車両が送迎を行います。

▲「くるぶー」の利用案内(表紙)

国民年金 だより

保険料の納付が困難な学生は学生納付特例制度の申請をしましょう

日本国内に住んでいて20歳以上の方(厚生年金等他の年金制度加入者は除く)は国民年金に加入し保険料を納めることが法律で義務付けられています。20歳になると国民年金の納付書が送付されますが、前年所得が基準以下で納付が困難な

学生は納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を申請しておく、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に学生納付特例の承認された期間が算入されます。ただし、年金額の計算の対象となる期間には含まれないため、将来受け取る年金額が少なくなりますが、そのために、10年以内であれば猶予した期間を後から追納することが出来ます(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます)。

【対象】大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限が1年以上で私立の場合は、都道府県知事の認可を受けている学校)に在籍する学生で前年所得が基準以下の方
申請は、学生証(コピー可)か在籍期間が確認できる在学証明書をご用意の上、保険年金課(市役所1階)から近くの年金事務所または学校が代行事務の指定を受けている場合は学校などへ。

また、学生納付特例の承認された期間に、万が一病気やけがで障害が残った場合には11へ。

ものに一新しました▼乗降場一覧および案内図の更新▼乗降場の番号を北東から振り直し、見やすいデザインに一新しました。

くか、〒203-8555、同課宛て郵送またはファクス(470-7809)で送信を。
詳しくは市ホームページまたは道路計画課道路交通計画係 ☎470-7768へ。

2月20日付 市人事異動

市では、2月20日付で課長および係長の異動を行いました。
課長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。

- 課長級**
- 福祉保健部主幹(新型コロナウイルススワッチン接種担当) (監査事務局 長補佐兼主査 高柳邦昭 詳しくは職員課 ☎470-7716へ)。

児童扶養手当と障害基礎年金等の 調整方法が変わります

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、3月分から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給できるように制度が改正され、今回の改正により、支援係 ☎470-7736へ。

ひとり親家庭自立支援事業をご案内します

- ① 自立支援教育訓練給付金事業
【対象】児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準にある方などで、簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方
【支給額】受講に要する費用の60%相当額を受講後に支給
- ② 高等職業訓練促進給付金事業
【対象】児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準に

児童扶養手当を 振り込みます

1月～2月分の児童扶養手当を3月12日(金)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは児童青少年課 助成支援係 ☎470-7736へ。

「東久留米市立学童保育所の 民間活力の導入に係る実施計画」を 改訂しました

市では、2年度、学童保育所への民間活力の導入に所への民間活力導入の振り返りを行ったところ、学童保育所の安定的な事業の継続と延長育成の実施の課題の解消に本実施計画は、市政情報力を導入した学童保育所ではコーナー(市役所1階、市業務委託の初年度から適切かつ利用者満足度の高い育成支援を行っていることが明らかとなったことから、学童保育所を運営するにあたっての課題解消に向けて、更なる学童

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

市では、補助対象となる防犯灯や裝飾灯を管理している自治会や商店会に対して、2年度下半期(2年10月1日～3年3月31日)にかかった費用(電気料金・器具取替経費)に補助金を交付します。必要書類を持参の上、4月16日(金)までに、管理課道路・河川施設担当(市役所5階)へ申請してください。なお、過去に補助金の申請をしている自治会や商店会については、3月中旬頃に案内の通知文を送付する予定です。詳しくは管理課道路・河川施設担当 ☎470-7767へ。

高齢者等世帯に対する ごみ出しサポート事業を 試行実施します

3月より、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業試行実施を開始します。利用者は事前にご用意いただいたごみ収集容器(ポリバケツなど)に、決められた収集曜日や時間にかかわらず、ごみや資源物を出すことができます。

【対象者】身近な方などの協力を得てもなお、市が定めた収集・回収曜日および排出時間までに家庭廃棄物の排出が困難で、次のいずれかに掲げられる方のみ構成されている世帯。

▼介護保険法に基づき要介護状態区分が要介護4または要介護5の認定を受けた方
▼身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳1級または2級の認定を受けた方
▼精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方

【申請受付日時】土曜・日曜日 祝日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前にご連絡ください。
【申請方法】利用申請書に必要事項を記入の上、対象要件に該当することわかる書類(世帯全員分)を添えてごみ対策課(八幡町2ノ10)に申請してください。
※利用申請書はごみ対策課で配布、またはホームページから取得できます。詳しくは、ごみ対策課 ☎473-2117へ。

募集

市立小・中学校 特別支援学級などの 紹介員 (会計年度任用職員アシスタント職)

【任用期間】1年以内(再度任用の場合あり)。ただし、学校の長期休業中の勤務は原則ありません。
【勤務時間】1日6時間半以内で週5日以内。ただし、学校によって勤務日数・勤務時間が異なります。
【勤務場所】市立小・中学校
【勤務内容】市立小・中学校に設置している特別支援学級などの児童・生徒への支援と安全確保
【応募資格】次のいずれかに該当する方。▼教員免許を持つ方または取得見込みの方(免許の種類は問いません)